

令和2年第1回奥州市議会臨時会付議事件

(令和2年3月27日)

- 議案第1号 奥州市固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて
- 議案第2号 奥州市職員定数条例の一部改正について
- 議案第3号 奥州市中小企業融資あっせん条例の一部改正について
- 議案第4号 奥州市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部改正について
- 議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第6号 前沢北こども園新築建築工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて
- 議案第7号 令和2年度奥州市一般会計補正予算（第1号）
- 報告第1号 学校管理下の事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

議案第 1 号

固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

次の者を固定資産評価員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 千田 布美夫
生年月日 （略）

令和 2 年 3 月 27 日 提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

固定資産評価員及川健氏は、令和 2 年 3 月 31 日をもって辞任するため、後任の固定資産評価員として選任しようとするものである。

議案第 2 号

奥州市職員定数条例の一部改正について

奥州市職員定数条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 3 月 27 日 提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

組織再編による健康こども部の設置により、保育園及び認定こども園関連の業務を教育委員会の事務部局から市長の事務部局に移管することに伴い、これらの部局の職員の定数を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市職員定数条例の一部を改正する条例

奥州市職員定数条例（平成18年奥州市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「608」を「708」に、「220」を「120」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 3 号

奥州市中小企業融資あっせん条例の一部改正について

奥州市中小企業融資あっせん条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 3 月 27 日 提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

融資あっせんを受けた者が再度の融資あっせんを申請する場合の要件を廃止することにより、新型コロナウイルス感染症、自然災害その他の外的要因による経営状況の悪化に伴って事業資金を必要とする中小企業者に対し、事業資金の円滑な調達を支援するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例

奥州市中小企業融資あっせん条例（平成18年奥州市条例第247号）の一部を次のように改正する。

第12条中「必要とし、再度融資あっせんを申請しようとする場合は、次の各号のいずれにも該当するときに限り申請できるものとする」を「必要とするときは、再度融資あっせんを申請することができる」に改め、第1号及び第2号を削る。

附則第3項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（特例措置）」を付する。

附則第4項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にされている改正前の第12条の規定によりされた再度の融資のあっせんの申請は、改正後の第12条の規定によりされた再度の融資のあっせんの申請とみなす。

議案第4号

奥州市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の
一部改正について

奥州市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部を別
紙のとおり改正するものとする。

令和2年3月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症により臨時に休園等をする場合等において、保育の提供がなされなかった期間を除いて利用者負担額を日割りによって計算できるよう措置するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

奥州市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例（平成27年奥州市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項前段を次のように改める。

前項第3号の規定にかかわらず、令第24条第2項に規定する事由のあった満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が負担する利用者負担額（当該事由のあった月の利用者負担額に限る。）は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第59条に定める日数を基礎として日割りによって計算して得た額とする。

別表第1備考3中「子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）」を「府令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第2項前段の規定は、令和2年3月1日から適用する。

議案第 5 号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

小学校の教科書改訂に伴い、新たに採択された教科書に対応する教師用指導書を各小学校へ配備し、教科指導の充実を図るため。

2 取得する財産

- (1) 種別 令和2年度小学校教師用指導書上巻
- (2) 数量 1,565冊
- (3) 取得価格 27,393,520円

3 取得の方法

買入れ

4 取得の相手方

住所 岩手県奥州市水沢佐倉河字東広町46番地2

氏名 株式会社松田書店

代表取締役 松田 和英

令和2年3月27日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

水沢、前沢、胆沢、衣川の各小学校へ配備する教師用指導書を取得しようとするものである。

議案第 6 号

前沢北こども園新築建築工事の請負変更契約の締結に関し議決を求める
ことについて

令和 2 年 1 月 29 日に第 1 回の変更契約の専決処分をし、同年 2 月 14 日に議会に報告をした前沢北こども園新築建築工事の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年奥州市条例第 52 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

1 工事名

前沢北こども園新築建築工事

2 請負者

住所 岩手県奥州市前沢字三日町新裏 110 番地

氏名 丸協建設(株)・E C 南部コーポレーション(株)特定市営建設工事共同企業体

構成員（代表者）

丸協建設株式会社

代表取締役 那須川 伸治

構成員

E C 南部コーポレーション株式会社

代表取締役 菅原 正聡

3 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	415,811,000円	428,659,000円

令和 2 年 3 月 27 日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

前沢北こども園新築建築工事の請負変更契約を締結しようとするものである。